

＜変更点のお知らせ＞

例年、翌年度の申込は11月に受付していましたが、2026年度の申込については
2025年10月1日(水)～10月31日(金)
で受付します。

また、2026年度の申込分から、支所では受付できませんのでご注意ください。

※2025年度の申込分まで受付していた支所は以下の5か所です。
藤岡支所、足助支所、下山支所、小原支所、旭支所

参考（参加のご案内P1）

窓口での申込受付（土・日曜日、祝日を除く。）

受付期間	受付時間	受付場所・問い合わせ先
2025年10月1日(水)～ 2025年10月31日(金) ※締切り厳守 ※受付期間後の申込は、随時受付しますが、 上記「対象児童」に記載の取り扱いのど おりキャンセル待ちになる場合があります。	授業終了後※～ 18時の開設時間中	各放課後児童クラブ (クラブの電話番号はP6参照)
	8時30分～ 17時15分	市役所こども・若者政策課 東庁舎2階 TEL34-6630 ※2026年度申込分から支所での受付はしていません。

2026年度 豊田市放課後児童クラブ 参加のご案内

◆放課後児童クラブとは

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終了した放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場を提供し、児童の健全育成を行う事業です。

◆対象児童・・・小学校1～6年生

「小学校1～4年生」と「支援を要する5、6年生」を優先してご案内するため、以下の取り扱いとします

区分	受付期間内の申込	受付期間後の申込
小学校1～4年生 支援を要する5、6年生※	参加可能	長期休業についてキャンセル待ちの可能性あり
小学校5、6年生	長期休業や学期中に関わらず、キャンセル待ちになる可能性あり	

※療育手帳（A・B判定）の写しもしくは医師の意見書等が必要です。医師の意見書は任意の様式に放課後児童クラブへの参加が必要である旨と必要な期間の記載をしてください。

◆参加要件（詳細は、P2「3 申込みに必要な書類・要件」をご覧ください）

・参加する児童と同一地番内に居住する65歳未満の保護者（父・母・パートナー※・祖父母）が就労等の要件で昼間に児童の保育ができないこと。

※パートナーとは、豊田市のファミリーシップ宣言制度による「宣言証明書」を受け取り、児童を現に監護している人をいう。

◆参加の申込について

1 申込方法

（1）窓口での申込受付（土・日曜日、祝日を除く。）

受付期間	受付時間	受付場所・問い合わせ先
2025年10月1日(水)～ 2025年10月31日(金) ※締切り厳守 ※受付期間後の申込は、随時受付しますが、 <u>上記「対象児童」に記載の取り扱いのど おりキャンセル待ちになる場合がありま す。</u>	授業終了後※～ 18時の開設時間中	各放課後児童クラブ （クラブの電話番号はP6参照）
	8時30分～ 17時15分	市役所こども・若者政策課 東庁舎2階 TEL34-6630 ※2026年度申込分から支所での 受付はしていません。 ※2025年度の申込分まで受付し ていた支所（藤岡支所、足助支所、 下山支所、小原支所、旭支所）

※具体的な時刻は各放課後児童クラブへお問い合わせください。

（2）郵送・電子申請での受付

①受付期間 **2025年10月10日（金）※まで（当日消印有効）**

②申請方法

（郵送の場合）

豊田市役所こども・若者政策課放課後担当宛（〒471-8501 豊田市西町3-60）
に申込書類一式（原本）を提出

（電子申請の場合）

あいち電子申請・届出システム（右記2次元バーコード又は下記URLを参照）にて申請（2申込書類③は携帯のカメラ機能で撮影したJPEG等のファイルを添付）。

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure-alias/houkago2026>

※提出後、市で審査を行い書類に不備がないと確認された時点で正式な受付となります。書類に不備がある場合は不備の解消をお願いさせていただきます。**10月31日（金）までに不備が解消されない場合は受付期間後の申込とみなします。**



2 申込書類（豊田市ホームページからダウンロード可能）

- ① 放課後児童クラブ申込チェックリスト ※電子申請の場合は不要
- ② 2026年度 放課後児童クラブ参加申込書
- ③ 同一地番内に居住する65歳未満の保護者（父・母・パートナー・祖父母）
の就労証明書（放課後児童クラブ用）等

◆放課後児童クラブについて

1 開設日・時間

（1）学校の授業日（月曜日～金曜日） 授業終了後～午後6時30分

（2）祝日、振替休日、学校代休日、春・夏・冬休み 午前7時30分～午後6時30分

2 休業日 土・日曜日、5月3日～5日、年末年始（12月29日～1月3日）

3 申込みに必要な書類・要件 ※必要書類がすべて揃ってからご提出ください

不足書類がある場合は受付できません

- （1）放課後児童クラブ申込チェックリスト ※電子申請の場合は不要
- （2）2026年度 放課後児童クラブ参加申込書
- （3）同一地番内に居住する65歳未満の保護者（父・母・パートナー・祖父母※1）
に関する下表いずれかの提出書類（兄弟姉妹で申込の場合写しも可）

申 込 要 件	提出書類
保護者が放課後児童クラブ開設時間内に仕事をしている場合	就労証明書① 農業申立書②
保護者が病気もしくは負傷し、または、心身に障がいがある場合	診断書③※2
保護者が常時介護・看護にあたっている場合	介護申立書④※2
保護者が就労目的で資格等取得のために、専門学校等へ就学している場合	就学申立書⑤
保護者が出産する場合（予定月と前後2か月を含めた5か月間、多胎児の場合は出産月と予定月前2か月と予定月後4か月を含めた7か月間）	出産申立書⑥
保護者が放課後児童クラブ開設時間内等に仕事をする予定の場合	申込承諾書⑦※3

※1 祖父母等の居住状況が「同一地番の別棟（屋根が繋がっていない）に居住している場合」、同一月の異なる名義（父母世帯と祖父母世帯の2名義）の光熱費（電気及びガス、ただしオール電化の場合は電気のみ）の領収書の写しがあれば、祖父母の就労証明等は不要です。また二世帯住宅に居住して玄関・トイレ・台所・居室が別の場合、前述の同一月の異なる名義の光熱費の領収書の写しに加え、住宅図面の写しを提出すれば、祖父母の就労証明書等は提出不要です。

※2 保護者・要介護者が以下の手帳を持っている場合は、市の定める提出書類とともに手帳の写しを提出して下さい。以下の手帳を持っていない場合、医師の証明が必要です。

◎身体障がい者手帳1・2・3級 ◎療育手帳A・B ◎精神障がい者保健福祉手帳

※3 参加予定日の1週間前までに就労証明書等の提出が無い場合、クラブに参加できません。申込以降に参加予定日に変更がある場合は、放課後児童クラブに連絡してください。参加予定開始月が変更する場合は、前月の末日までに「放課後児童クラブ参加変更申出書」と「放課後児童クラブ参加申込みに伴う承諾書」の提出をしてください。

※ そのほか就労等の状況により提出いただく書類があります（確定申告の写し等）。

※ ②～⑦の書類に関してはこども・若者政策課、各クラブに用意してあります。また、豊田市役所こども・若者政策課のホームページからダウンロードができます。

4 参加決定通知

（1）小学校1～4年生、支援を要する5、6年生
2026年1月末までに郵送で保護者へ通知します。

（2）小学校5、6年生
2026年2月末までに郵送で保護者へ通知します。

※ 発達上心配がある児童等で、面談の実施の必要がある場合はご利用前に面談を実施し、面談後に通知を発送します。

5 参加者負担金

月額 5,500円（ただし、8月及び下記期間のみの申込の場合は次のとおり。）

区 分	期 間（予定）	参加者負担金
4月の春休み のみ	2026年 4月 1日（水）～入学式の前日	3,000円
7月の夏休み のみ	2026年 7月21日（火）～2026年 7月31日（金）	4,000円
8月	2026年 8月 3日（月）～2026年 8月31日（月）	8,000円
12月の冬休み のみ	2026年12月24日（木）～2026年12月28日（月）	1,000円
1月の冬休み のみ	2027年 1月 4日（月）～2027年 1月 6日（水）	1,000円
3月の春休み のみ	2027年 3月25日（木）～2027年 3月31日（水）	3,000円

- ※ 参加者負担金の日割りは原則行っておりません。災害や感染症などによる閉設の場合も同様です。
- ※ **参加を取りやめる場合はコドモンアプリの欠席申請だけでなく、参加を取りやめる月の前月末日までに「放課後児童クラブ参加変更申出書」を提出してください。期限までに「放課後児童クラブ参加変更申出書」の提出がない場合は、当月に利用が無くても参加者負担金を納付していただきます。**
- ※ 就学援助（要保護・準要保護）に認定された世帯は、認定日の属する月以降の負担金が免除となります。就学援助の詳しい内容は通学している小学校にお問い合わせください。
- ※ 参加者負担金は口座振替により納めていただきます。口座登録用紙が届いたら速やかに手続きをお願いします。申込年度以前に口座登録している場合は手続き不要なため、口座登録用紙はお送りしません。登録内容の変更を希望する場合は、こども・若者政策課にお問い合わせください。

6 申込み留意事項

- (1) **適正管理のために保護者の就労実態等を確認させていただくことがあります。収入明細等関係書類の保管をお願いします。申込書等に虚偽の内容があった場合は、年度途中でも参加の決定を取り消します。**
- (2) **参加希望児童の兄弟姉妹を含め、過去に参加者負担金に未納がある場合は、放課後児童クラブへの児童の参加ができません。未納分の参加者負担金を速やかにお支払いください。**
- (3) 参加者負担金に未納がある場合は、申出書に基づき児童手当から徴収を行います。
- (4) 年度途中の参加申込みは、**申込日から1週間後以降の参加となります。ただし、発達上心配なことがある児童等で面談を行い補助支援員の確保が必要になった場合は準備を整えるのにさらに時間がかかる場合があります。ご了承ください。**
- (5) 児童に病気やアレルギー、発達上心配なことがある場合は、申込書裏面の所定の欄にできるだけ詳しく記入してください。事前に支援員またはこども・若者政策課に直接ご相談いただいても結構です。児童への適切な支援を行うために面談を行い、補助支援員の確保等準備を整えた上での参加になります。状況に応じて、児童に適した支援のアドバイスをさせていただきます場合があります。
- (6) 当初の参加申込受付後も随時受付しますが、長期休業等で定員に達しているクラブの参加を希望する場合は、**キャンセル待ちとし、キャンセルが出たときに申込順でご案内します。ただし、「小学校1～4年生」と「支援を要する5、6年生」を優先してご案内し、そのうえでキャンセルが出たときに「小学校5、6年生」をご案内します。**
- (7) 放課後児童クラブの参加中に世帯構成、参加要件等に変更があった場合は、直ちに放課後児童クラブまたはこども・若者政策課に「放課後児童クラブ参加申込内容変更申出書」を提出してください。
 - ◇住所・電話番号の変更、保護者の変更、仕事の転職・退職・休職、緊急連絡先の変更、祖父母との同居・別居等は放課後児童クラブの参加要件の変更になります。直ちに「放課後児童クラブ参加申込内容変更申出書」を提出してください。
 - ◇就業等に変更が生じて参加要件に該当しなくなった場合は参加できません。放課後児童クラブの趣旨を理解いただき、家庭での保育をお願いします。

7 放課後児童クラブでの学習用タブレット使用のルールについて

豊田市では、GIGAスクール構想に伴い、市立小学校で学習用タブレットを児童一人一人に配布し、授業をはじめとする学習に活用しています。放課後児童クラブでは、従来から活動時間内において、学校の課題等に取り組む時間を設定しているところもあります。学習用タブレットは、家庭学習にも利用しているため、放課後児童クラブにおいても学習用タブレットを用いた学習を行うことができる環境を整えています。

次の(1)～(3)は豊田市教育委員会が定めたルールの下で、放課後児童クラブにおいて学習用タブレットを使用するに当たって特に遵守すべきルールを定めるものです。

(1) 全般

- ア 豊田市教育委員会が定めた「豊田市学習用タブレット 運用ガイドブック」と「学習用タブレット 使い方ハンドブック」に従い、使い方や使うときのルールを守ってください。
- イ 学習用タブレットの利用にあたっては、お子様と一緒に利用方法をよく確認していただき、各ご家庭の責任で放課後児童クラブにお持ちください（詳細は7(2)、(3)参照）。

(2) 特に、放課後児童クラブで使うときに注意すること

ア 管理ルール

- (ア) 学習用タブレットを使用するための出し入れ・使用開始～終了・かばん等の収納といった一連の流れについて、放課後児童クラブ支援員による指示や決められた時間・場所で行ってください（児童が自由に出し入れしたり、使用したりすることはできません）。
- (イ) パスコード・パスワードなどの特定の個人情報放課後児童クラブでは管理できませんので、児童自身が管理してください。
- (ウ) かばん等からの出し入れ及び学習用タブレットの操作は児童自身が行ってください。
- (エ) 学習用タブレットが入ったかばんは床には置かず、ランドセル、ロッカー等に入れて保管してください。

イ 使用ルール

- (ア) 放課後児童クラブの支援員は学習用タブレットの操作方法や学習内容等について質問されても答えることはありません。また、支援員が操作することもできません。
- (イ) 放課後児童クラブでは充電はできません。

(3) 放課後児童クラブで破損があったときのルール

放課後児童クラブで破損があった場合、放課後児童クラブでは責任を負いかねます。「豊田市学習用タブレット 運用ガイドブック」、「学習用タブレット 使い方ハンドブック」、「7 放課後児童クラブでの学習用タブレット使用のルールについて」に決められた使用方法を守らずに学習用タブレットに破損があった場合、修理や代替品費用など、保護者負担となります。**他の児童の学習用タブレットを破損した場合も、同様に学習用タブレットを破損した児童の保護者負担となる場合があります。**そのため、学習用タブレット保険等に加入していただき、使用していただきますようお願いいたします。

なお、放課後児童クラブ活動時間外や放課後児童クラブに起因しない破損等及び放課後児童クラブでの破損等が明らかでない場合については、保護者各自で直接、学校へご連絡ください。

以上をご了承の上、放課後児童クラブで学習用タブレットをご利用いただくようお願いいたします。

《承諾・同意事項》

以下の内容をご確認いただき、すべての事項に承諾・同意していただける場合は、参加申込書裏面「承諾書・同意書」欄の保護者氏名欄にご署名をお願いします。

(1)承諾事項

- ① 放課後児童クラブの参加者負担金は決められた期限までに必ず納めること。
- ② 参加を取りやめる場合は参加を取りやめる月の前月末日までに「放課後児童クラブ参加変更申出書」を提出すること。期限までに「放課後児童クラブ参加変更申出書」の提出がない場合は、当月に利用が無くても参加者負担金を納付すること。
- ③ 放課後児童クラブの終了時刻(午後6時30分)までには、必ず迎えに来ること。
- ④ 出欠席、連絡事項は必ず支援員に連絡し、無断欠席しないこと。
- ⑤ 仕事が終わった後は、直ちに児童のお迎えに来ること。
- ⑥ 送迎は保護者の責任のもとで必ず時間内に行うこと(中学生以下の兄姉の送迎は認めませんが、保護者以外が送迎を行う場合は事前にクラブに連絡をしてください。また学期中に限り学校の許可のもと、保護者の責任で小学生の兄・姉の集団下校時に一緒に帰宅することは認めています。)
- ⑦ 自然災害などの緊急事態や感染症発症等が生じた場合、児童が大きなけがをしたり体調を崩したりした場合は、直ちに迎えにくること。また緊急連絡先は確実に連絡がとれる番号をクラブに知らせること。

(2)同意事項

- ① 参加者負担金算定のため、豊田市教育局が保有する就学援助の資料を閲覧すること。
- ② 必要な支援体制の確保のため、通園している(していた)こども園・認定こども園で保有している個別支援計画の写しの提供を受けること、こども園・所属する学校・発達センター等と情報共有すること。
- ③ 放課後児童クラブにおける学習用タブレット利用について
 - ・P4「7 放課後児童クラブでの学習用タブレット使用のルールについて」に従い、ルールを守ること。
 - ・豊田市教育局が定めた「豊田市学習用タブレット 運用ガイドブック」と「学習用タブレット 使い方ハンドブック」に従い、使い方や使うときのルールを守ること。
 - ・放課後児童クラブで活動中に、「豊田市学習用タブレット 運用ガイドブック」、「学習用タブレット 使い方ハンドブック」、P4「7 放課後児童クラブでの学習用タブレット使用のルールについて」に決められた使用方法を守らずに学習用タブレットに破損があった場合、修理費等を負担すること。
- ④ けがや事故防止のため、児童が支援員の指示に従い、クラブのきまりを守ること。

放課後児童クラブ一覧

2025年10月現在

<拳母(朝日丘・浄水中学校区を除く)地区>

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	102	朝日	いちご	31-2880	6	144	平和	コスモス	28-0288
2	110	梅坪	プラムハウス	31-6230	7	145	前山	前山キッズ	24-0034
3	117	小清水	どんぐり学級	31-1299	8	146	美山	みやまっこ	24-1009
4	120	拳母	どんぐり	31-1335	9	147	元城	ひまわり学級	31-0354
5	128	土橋	グリーンランド	24-2008	10	149	山之手	とらぐみ	24-0068

<拳母(朝日丘中学校区)地区>

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	121	衣丘	さくらんぼ	31-0173	3	136	根川	根川っ子クラブ	31-2027
2	131	童子山	わらべっ子	31-0575					

<拳母(浄水中学校区)地区>

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	123	浄水	ふぁみりいクラブ	45-4597	2	181	浄水北	紙ひこうき	45-0033

<高橋・松平地区>

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	103	市木	わかば教室	80-0201	9	130	寺部	あいあい	80-2029
2	104	五ヶ丘	すくすくルーム	80-1025	10	132	豊松	豊松っ子クラブ	58-5805
3	105	五ヶ丘東	にこにこ	80-0217	11	137	野見	のみっこ	80-1127
4	108	岩倉	たけの子クラブ	58-0185	12	140	東山	いずみ学級	80-1015
5	115	九久平	みどりっ子	58-5022	13	141	平井	山びこクラブ	80-0234
6	116	幸海	こだまクラブ	58-1153	14	142	広川台	すずらん	80-2031
7	118	古瀬間	なかよし教室	80-0623	15	148	矢並	あおぞら	80-1180
8	126	滝脇	しじゅうからっこ	58-4066					

<上郷・高岡地区>

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	109	畝部	あすなる学級	21-0899	6	127	竹村	くれよんハウス	52-1533
2	112	大林	なかよし	24-3017	7	129	堤	ふれあい	52-1184
3	119	駒場	ちえのわ	57-0031	8	150	若園	ゆうゆうクラブ	52-3360
4	124	寿恵野	のびのび	24-5190	9	151	若林西	ほたる	52-0661
5	125	高嶺	わいわいくらぶ	21-1015	10	152	若林東	つばめクラブ	52-1226

<猿投・保見・石野地区>

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	101	青木	青木子どもクラブ	44-0674	7	122	四郷	たんぽぽ	45-0798
2	106	井上	スマイル	45-8676	8	133	中金	なんざんクラブ	42-1230
3	107	伊保	せんだん	48-1016	9	134	西広瀬	あゆっこ	42-1332
4	111	大畑	おおばたっ子	48-7455	10	135	西保見	ハーモニー	48-2032
5	113	加納	なかま学級	45-2568	11	138	東広瀬	おひさまクラブ	42-1220
6	114	上鷹見	ささゆりクラブ	41-2011	12	139	東保見	パレットハウス	48-0120

<藤岡・足助・下山・小原・旭地区>

No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話	No.	コード	小学校名	クラブ名	専用電話
1	153	飯野	藤岡中央児童クラブ	76-2744	11	166	萩野	あすっ子クラブ	62-0306
2	154	石畳	藤岡北部児童クラブ	76-0673	12	167	冷田	うりぼたる	63-2620
3	155	中山	藤岡南部児童クラブ	76-1141	13	168	御蔵	まるっこクラブ	64-2350
4	156	御作	ふじっ子クラブ	76-0076	14	169	明和	あかだわクラブ	67-2350
5	159	本城	おばらっ子クラブ	65-1511	15	171	大沼	大沼クラブ	90-2121
6	160	足助	あすっ子クラブ	62-0306	16	174	花山	花山クラブ	90-4600
7	161	追分	なかよしクラブ	62-4646	17	176	小渡	コッキーズ	68-3520
8	162	大蔵	にじいろクラブ	64-2277	18	177	敷島	キラキラ	68-2011
9	164	新盛	げんきっこ	67-2366	19	180	巴ヶ丘	ともえクラブ	90-2525
10	165	則定	よつばクラブ	63-2030					

放課後児童クラブ申込チェックリスト

児童氏名：

【申込書】

- ☐両面の必要事項の記入はできていますか。
- ☐表面の参加希望月に○、希望しない月に×が記入してありますか。
- ☐裏面の承諾書・同意書欄の保護者氏名は表面の保護者と同一ですか。
- ☐裏面の参加者負担金の徴収等に関する申出書欄の父・母の氏名の記載はありますか。

＜児童が手帳所持の場合＞

- ☐手帳の写しは添付していますか。

【就労証明書等】（申込要件確認書類）

- ☐確認書類は児童と同居の保護者全員分ありますか。
※65歳未満の場合、祖父母も保護者に含まれます。
- ☐就労証明書には本人の勤務先で加入している事業所による証明がありますか。
※健康保険証の添付は不可

＜自営業などで就労者と証明者が同一な場合＞

- ☐直近の確定申告の写し等営業が確認できる書類もしくは開業届等会社を開業していることが確認できる書類はありますか。

【その他】

- ☐郵送の場合、2025年10月10日（金）までに提出しましたか。
※電子の場合、提出は不要です。
(システム上で同様の項目について確認します。)

2026年度 放課後児童クラブ参加申込書

豊 田 市 長 様

※裏面もご記入下さい

クラブ受付日

受付印

保 護 者	郵便番号	—				住所																									
	フリガナ																														
	氏 名																														
	生年月日 (西暦)						年			月			日			1 自宅				—			—								
															3 携帯				—				—								

本人 (児童)	フリガナ																			性別	男		女				
	氏 名																										
	生年月日 (西暦)					年				月				日		シ	0	1	2	H/R							
	学校名	小学校				参加クラブの 小学校名								小学校				2026年度 学 年		年生							

[illegible][illegible]

緊急連絡先 ※仕事中でも連絡可能な番号を記入	①	氏名		続柄		職場の電話番号	
						固定・携帯電話	
	②	氏名		続柄		職場の電話番号	
						固定・携帯電話	

※緊急連絡先は大きなけが、病気、災害時に必要となります。確実に連絡がとれるようにしてください。

処理欄	口座	無・有	T	無・有	要件調査	入 力	／	決定通知	／		コピーを クラブ送付	／	
-----	----	-----	---	-----	------	-----	---	------	---	--	---------------	---	--

保護者の状況	就労・就学の場合											
	父	☐ 常勤 ☐ 自営 ☐ 臨時・パート ☐ 就学					母	☐ 常勤 ☐ 自営 ☐ 臨時・パート ☐ 就学				
		勤務(就学)日数 週 日						勤務(就学)日数 週 日				
		勤務(就学)時間 時 分 ~ 時 分						勤務(就学)時間 時 分 ~ 時 分				
		通勤(通学)時間 分 (片道)						通勤(通学)時間 分 (片道)				
	祖父	☐ 常勤 ☐ 自営 ☐ 臨時・パート ☐ 就学					祖母	☐ 常勤 ☐ 自営 ☐ 臨時・パート ☐ 就学				
		勤務(就学)日数 週 日						勤務(就学)日数 週 日				
		勤務(就学)時間 時 分 ~ 時 分						勤務(就学)時間 時 分 ~ 時 分				
		通勤(通学)時間 分 (片道)						通勤(通学)時間 分 (片道)				
	病気・介護の場合											
児童との続柄		父・母・祖父・祖母・他 ()				療養(介護)の場所		☐ 自宅 ☐ 病院 ☐ 他 ()				
通院・入院の病院名		()				通院(介護)の状況		週・月 () 回				

利用時間	学期中	授業終了後 ~ 時 分	主たる送迎者		続柄	
	長期休業中	時 分 ~ 時 分	主たる送迎者		続柄	

以下の項目は、お子さんへの適切な支援、及び補助支援員配置の参考とします。なるべく詳しく記入してください。

児童の状況等	健康	病気	☐ 該当なし ☐ 該当あり	病名等 [具体的に ()] [通院先: ()]
		アレルギー	☐ 該当なし ☐ 該当あり	内容 [具体的に ()] → 対処法 [エピペン・とんぶく薬・その他 ()] [通院先: ()]
	発達	診断名・障がい名	☐ 該当なし ☐ 該当あり	診断名・障がい名 [具体的に ()] [通院先: ()]
		手帳所持	☐ 該当なし ☐ 該当あり	手帳名等 [() 手帳 () 判定・() 級] →
		特別支援学級在籍(予定)	☐ 該当なし ☐ 該当あり	
		福祉サービス等※の利用	☐ 該当なし ☐ 該当あり	[事業所名: ()] ※福祉サービス等とは、児童発達支援・放課後等デイサービス等をいう。
	保育上特に希望すること			

手帳の写しのり付け箇所

承諾書・同意書	
「2026年度豊田市放課後児童クラブ参加のご案内」のP5の《承諾・同意事項》について	
(1) 承諾事項 各事項を厳守します。もし厳守できない場合は、クラブへの参加ができなくなることを承諾します。	
(2) 同意事項 各事項に同意します。 保護者氏名(表面上部の保護者氏名と同じ氏名を記入してください)	

児童手当に係る放課後児童クラブ参加者負担金の徴収等に関する申出書	
私は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、豊田市長から支給を受ける児童手当の額から、放課後児童クラブ参加者負担金未納分につき、市が必要と認める額を当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当から放課後児童クラブ参加者負担金の支払に充てるものとします。	
※ 充当の対象となる金額は、子どもが複数いる場合、子ども全員分の手当てが対象となります。	
(父)	(母)

2026年度 放課後児童クラブ参加申込書

豊田市長様

※裏面もご記入下さい

クラブ記入欄: クラブで受付した日を記入

クラブ受付日	受付印

市記入欄

保護者	郵便番号	471 — 8501	住所	豊田市西町3丁目60番地 (令和0年0月転居予定)																			
	フリガナ	トヨタ イチ																					
	氏名	豊田																					
生年月日 (西暦)	1900		年	00		月	00		日	1 自宅	0	5	6	5	-	3	1	-	1	2	1	2	
	3 携帯		0	8	0	-	1	2	3	4	-	2	2	×	×								

引越しを予定している場合で引越し先の学区や住所がわかっている場合は、引越し先の内容で記入し住民票の手続きが終わったタイミングでこども・若者政策課にご連絡ください。また転居予定日を記入してください。

本人 (児童)	フリガナ	トヨタ シロウ																性別	☒ 男		☐ 女	
	氏名	豊田 二郎																2026年度の学年を記入				
	生年月日 (西暦)	2000		年	00		月	00		日	シ	0	1	2	H/R							
	学校名	△	△	小学校	参加クラブの 小学校名	△	△	小学校	2026年度 学 年	1	年生											

左つめで記入

2026年度の学年を記入

クラブ 参加 希望 月	※参加を希望する月に「○」を記入して下さい。	4月春休み	4月学期中	5月学期中	6月学期中	7月学期中	7月夏休み	8月夏休み	9月学期中	
		5,500円		5,500円	5,500円	5,500円		8,000円	5,500円	
		※春休みのみは3,000円				※夏休みのみは4,000円				
		○	○	○	○	○	○	○	×	
		10月学期中	11月学期中	12月学期中	12月冬休み	1月冬休み	1月学期中	2月学期中	3月学期中	3月春休み
		5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	
		※冬休みのみは1,000円		※冬休みのみは1,000円				※春休みのみは3,000円		
	×	×	×	○	×	×	×	×	○	

参加予定日時時点の年齢を記入

本人を除く同居の家族	氏名	続柄	生 年 月 日	年齢	職場・学校(学年)・こども園等
	豊田 一郎	父	西暦 1900 年 00 月 00 日	45	〇〇株式会社
	花子	母	西暦 1900 年 00 月 00 日	44	2000.4~就労予定
	さくら	姉	西暦 2000 年 00 月 00 日	10	〇〇小 4年生
	三郎	弟	西暦 2000 年 00 月 00 日	6	□□子ども園 年長
	ゆずき	妹	西暦 2000 年 00 月 00 日	5	□□子ども園 年中
	太郎	祖父	西暦 1900 年 00 月 00 日	68	××工業
ひめ	祖母	西暦 1900 年 00 月 00 日	67	△△病院入院中	

2026年度の学年を記入

緊急連絡先	①	氏名	豊田 花子	続柄	母	職場の電話番号	34-69××
						固定・携帯電話	090-1234-56××
※仕事中も連絡可能な番号を記入	②	氏名	豊田 太郎	続柄	祖父	職場の電話番号	34-98××
						固定・携帯電話	090-8765-43××

※緊急連絡先は大きなけが、病気、災害時に必要となります。確実に連絡がとれるようにしてください。

処理欄	口座	無・有	T	無・有	要件調査	入 力	/	決定通知	/		コピーを クラブ送付	/	
-----	----	-----	---	-----	------	-----	---	------	---	--	---------------	---	--

保護者の状況	就労・就学の場合			
	父	☒ 常勤 ☐ 自営 ☐ 臨時・パート ☐ 就学	母	☒ 常勤 ☐ 自営 ☐ 臨時・パート ☐ 就学
		勤務(就学)日数 週 5 日 勤務・就学		勤務(就学)日数 週 4 日 勤務・就学
		勤務(就学)時間 8 時 30 分 ~ 5 時 15 分		勤務(就学)時間 8 時 30 分 ~ 5 時 30 分
		通勤(通学)時間 時間 30 分 (片道)		通勤(通学)時間 時間 20 分 (片道)
	祖父	☐ 常勤 ☐ 自営 ☐ 臨時・パート ☐ 就学	祖母	☐ 常勤 ☐ 自営 ☐ 臨時・パート ☐ 就学
		勤務(就学)日数 週 日 勤務・就学		勤務(就学)日数 週 日 勤務・就学
		勤務(就学)時間 時 分 ~ 時 分		勤務(就学)時間 時 分 ~ 時 分
通勤(通学)時間 時間 分 (片道)		通勤(通学)時間 時間 分 (片道)		

保護者の状況	病気・介護の場合			
	児童との続柄	父・母・祖父 <u>祖母</u> 他 ()	療養(介護)の場所	☐ 自宅 ☒ 病院 ☐ 他 ()
	通院・入院の病院名	(<u>〇〇病院</u>)	通院(介護)の状況	週・月 () 回

利用時間	学期中	授業終了後 ~ 午後 4 時 30 分	主たる送迎者	豊田 一郎	続柄	父
	長期休業中	午前 9 時 00 分 ~ <u>午後</u> 4 時 30 分	主たる送迎者	豊田 一郎	続柄	父

以下の項目は、お子さんへの適切な支援、及び補助支援員配置の参考とします。なるべく詳しく記入してください。

児童の状況等	健康	病気	☐ 該当なし ☒ 該当あり	病名等	【具体的に <u>てんかん</u> 】
		【通院先: 〇〇病院】			
	アレルギー	☐ 該当なし ☒ 該当あり	内容	【具体的に <u>卵、牛乳、えび</u> 】	
		対処法	<u>エビペン</u> ・ <u>たんぷく薬</u> ・その他 ()		
	発達	診断名・障がい名	☐ 該当なし ☒ 該当あり	診断名障がい名	【具体的に <u>ADHD</u> 】
		【通院先: 〇〇病院】			
		手帳所持	☐ 該当なし ☒ 該当あり	手帳名等	【(<u>療育</u>) 手帳 (<u>C</u>) 判定・() 級】
		特別支援学級在籍(予定)	☐ 該当なし ☒ 該当あり		
福祉サービス等※の利用		☐ 該当なし ☒ 該当あり	【事業者名: 〇〇】		

手帳の写しのり付け箇所

保育上特に希望すること	急な指示に対応できない場合があります。個別に声掛けしていただきたいです。	手帳を所持している場合は、手帳名・判定等が確認できるページの写しをのり付けしてください。(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳)
-------------	---	--

承諾書・同意書	
「2026年度豊田市放課後児童クラブ参加のご案内」のP5の《承諾・同意事項》について	
(1) 承諾事項	氏名を記入してください。
各事項を厳守します。もし厳守できない場合は、クラブへの参加ができなくなることを承諾します。	
(2) 同意事項	
各事項に同意します。	
保護者氏名(表面上部の保護者氏名と同じ氏名を記入してください)	
豊田 一郎	

児童手当に係る放課後児童クラブ参加者負担金の徴収等に関する申出書	
私は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、豊田市長から支給を受ける児童手当の額から、放課後児童クラブ参加者負担金未納分につき、市が必要と認める額を当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当から放課後児童クラブ参加者負担金の支払に充てるものとします。	
※ 充当の対象となる金額は、子どもが複数いる場合、子ども全員分の手当てが対象となります。	
(父)	豊田 一郎
(母)	豊田 花子

就労証明書（放課後児童クラブ用）

裏面の記入例を参考にご記入ください。

[illegible]

《保護者の方へ》

- ※ 自営業等で就労者と証明者が同一の場合、以下の書類を添付してください。
- ・ 個人事業主の場合、直近の確定申告書の写し、もしくは開業したばかりであれば、開業届の写し
 - ・ 法人の場合、源泉徴収票の写し、もしくは設立したばかりであれば、法人設立届出書の写し
- ※ こども園やその他企業の様式で提出する場合は、就労証明書（放課後児童クラブ用）の①・③に記入の上
任意の就労証明書に②の内容を記入の上ご提出ください。
- ※ 適正管理のために就労実態の確認を随時行いますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。
収入明細等関係書類の保管をお願いいたします。
- ※ この証明書は、放課後児童クラブ参加要件を確認する以外には使用しません。
- ※ 証明内容に変更が生じた場合は、すぐに放課後児童クラブへ報告してください。

③保護者 記入欄	小学校	学 年	年生	児童と就労者との続柄
		児童氏名		父・母・祖父・祖母・ その他（ ）

記入例

※保護者の方がご記入ください。

証明者（事業所等）の方が記入してください。

※保護者の方がご記入ください。

就労証明書
(放課後児童クラブ用)

裏面の記入例を参考に記入してください。

①保護者記入欄

氏名

豊田 一郎

住所

豊田市西町3丁目60番地 ○△□コーポ 105号

②事業所記入欄

就労開始（予定）日

○2000年 4 月 1 日から就労している
証明時点ですでに雇用されていない場合は「1」への記入。
証明時点でまだ雇用されていない場合は「2」への記入。
をお願いします。

雇用形態

☐正規

☐派遣

☒臨時・パート

☐自営

☐正
□その他（ ）

仕事の内容
(具体的に記入)

工作機械の設計

勤務状況

日数

1ヶ月平均 20 日

就労時間

○午前・午後 9 時 00 分～午前・午後 5 時 00 分

就労曜日

月 火 水 木 金 土 日

主な就労場所

勤務先の名 称

株式会社 ○○○商事

所在地

豊田市西町3-××

電話番号

(0565) 12-34××

過去3か月の勤務実績
※有給も実績を含む

7月 21日間勤務

8月 22日間勤務

9月 17日間勤務

上記の者の就労について相違ないことを証明します。

【証明者】

西暦

××××年10月1日

所在地

豊田市西町3-××

事業所名

株式会社 ○○○商事

代表者氏名

愛知 太郎

担当者氏名

三河 次郎

電 話

(0565) 12-34××

現在育児中。5月より復帰予定。

《保護者の方へ》

※ 自営業等で就労者と証明者が同一の場合、以下の書類を添付してください。

・個人事業主の場合、直近の確定申告書の写し、もしくは開業したばかりであれば、開業届の写し

・法人の場合、源泉徴収票の写し、もしくは設立したばかりであれば、法人設立届出書の写し

※ こども園やその他企業の様式で提出する場合は、就労証明書（放課後児童クラブ用）の①・③に記入の上
任意の就労証明書に②の内容を記入の上ご提出ください。

※ 適正管理のために就労実態の確認を随時行いますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。
収入明細等関係書類の保管をお願いします。

※ この証明書は、放課後児童クラブ参加要件を確認する以外には使用しません。

※ 証明内容に変更が生じた場合は、すぐに放課後児童クラブへ報告してください。

保護者の方へ

※証明書に虚偽の記載があった場合、年度途中でも参加の決定を取り消します。

保護者の就労実態の確認を随時行いますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。収入明細等関係書類の保管をお願いします。

※虚偽の記載等がある場合、当証明の欄外へのご記入や別添添付書類の提出など、事項が記載されていますので、必要な方は封筒に入れるなどして提出してください。

就労証明書（放課後児童クラブ用）

裏面の記入例を参考にご記入ください。

① 保護者記入欄	就労者 (保護者)	氏名						
		住所						
② 事業所記入欄	就労開始(予定)日		1	年	月	日から就労している		
			2	年	月	日から就労予定である		
	雇用形態		☐ 正規 ☐ 派遣 ☐ 臨時・パート ☐ 自営 ☐ その他 ()					
	仕事の内容 (具体的に記入)							
	勤務状況	日数	1か月平均 日					
		就労時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分					
		就労曜日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日					
	主な就労場所		勤務先の名称					
			所在地					
			電話番号					
過去3か月の勤務実績 ※有給も実績に含む		月 日間勤務		月 日間勤務		月 日間勤務		
上記の者の就労について相違ないことを証明します。 【証明者】 西暦 年 月 日 所 在 地 事 業 所 名 代表者氏名 担当者氏名 電 話								

《保護者の方へ》

- ※ 自営業等で就労者と証明者が同一の場合、以下の書類を添付してください。
- ・ 個人事業主の場合、直近の確定申告書の写し、もしくは開業したばかりであれば、開業届の写し
 - ・ 法人の場合、源泉徴収票の写し、もしくは設立したばかりであれば、法人設立届出書の写し
- ※ こども園やその他企業の様式で提出する場合は、就労証明書（放課後児童クラブ用）の①・③に記入の上
任意の就労証明書に②の内容を記入の上ご提出ください。
- ※ 適正管理のために就労実態の確認を随時行いますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。
収入明細等関係書類の保管をお願いいたします。
- ※ この証明書は、放課後児童クラブ参加要件を確認する以外には使用しません。
- ※ 証明内容に変更が生じた場合は、すぐに放課後児童クラブへ報告してください。

③保護者 記入欄	小学校	学 年	年生	児童と就労者との続柄
		児童氏名		父・母・祖父・祖母・ その他（ ）

記入例

※保護者の方がご記入ください。

証明者（事業所等）の方が
記入してください。

就労証明書 (放課後児童クラブ用)		豊田の記入例を参考に記入してください。	
①保護者記入欄	氏名 豊田 一郎	住所 豊田市西町3丁目60番地	〇〇△△コーポ105号
②事業所記入欄	就労開始(予定)日 2000年 4 月 1 日から就労している 2 月 日 から就労予定である	雇用形態 □正 規 □派遣 □臨時・パート □自 営 □正 規 □派遣 □その他 ()	仕事の内容 (具体的に記入) 工作機械の設計
勤務状況	勤務時間 1ヶ月平均 20 日 勤務曜日 日 数	勤務時間 午前・午後 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	勤務曜日 日 数
主な就労場所	勤務先の名 称 株式会社 ○○○商事	所 在 地 豊田市西町3-xx	電話番号 (0565) 12-34xx
過去3か月の就労実績 ※有給も実績に含む	7月 21日間勤務	8月 22日間勤務	9月 17日間勤務
上記の者の就労について相違ないことを証明します。			
【証明者】 西暦 xxxxx 年10月1日 所 在 地 豊田市西町3-xx 事業所名 株式会社 ○○○商事 代表者氏名 豊田 太郎 担当者氏名 三河 次郎 電 話 (0565) 12-34xx			
《保護者の方へ》 ※ 自営業等で就労者と証明者が同一の場合、以下の書類を添付してください。 ・個人事業主の場合、直近の確定申告書の写し、もしくは開業したばかりであれば、開業届の写し ・法人の場合、源泉徴収票の写し、もしくは設立したばかりであれば、法人設立届出書の写し ※ こども園やその他の企業の様式で提出する場合は、就労証明書(放課後児童クラブ用)の①・③に記入の上 任意の就労証明書に④の内容を記入の上ご提出ください。 ※ 適正管理のために就労実態の確認を随時行いますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。 収入明細等関係書類の保管をお願いします。 ※ この証明書は、放課後児童クラブ参加要件を確認する以外には使用しません。 ※ 証明内容に変更が生じた場合は、すぐに放課後児童クラブへ報告してください。			
《保護者の方へ》 ※証明書に虚偽の記載があった場合、年度途中でも参加の決定を取り消します。 ※適正管理のために保護者の就労実態の確認を随時行いますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。 ※関係書類の保管をお願いします。 ※内容の確認等がございましたら、当証明の欄へのご記入や別添付等にてお知らせください。 ※証明書に関する事項が記載されていますので、必要な方は封筒に入れるなどして提出してください。			

※保護者の方がご記入ください。

年度 放課後児童クラブ参加変更申出書

年 月 日

豊田市長 様

受付印	保護者	住 所	豊田市		
		氏 名			
		電 話	() —		

先に申込みした参加月を下記のとおり変更します。

参加児童	氏 名						生年月日						学 年						
							西暦 年 月 日						年						
							西暦 年 月 日						年						
							西暦 年 月 日						年						
参加小学校名				小学校								コード *市記入欄							
変更後	春休	4月	5月	6月	7月	夏休		9月	10月	11月	12月	冬休		1月	2月	3月	春休		
	4月					7月	8月					12月	1月				3月		
↑変更がない月に“—”を、変更する月で参加月に“○”、参加しない月に“×”を記入して下さい。																			
利用時間	学 期 中		授 業 終 了 後 ～ 午後 時 分																
	長期休業中		午前 時 分 ～ 午前 時 分 午後 時 分 ～ 午後 時 分																
変更理由																			

※注 意

- 参加を取りやめる場合は参加を取りやめる月の前月末日までに提出が必要です。期限までに提出がない場合は、当月に利用が無くても参加者負担金を納付していただきます。また、翌月の参加を取りやめた場合は、入退室管理アプリ「コドモン」で翌月の開設日をすべて欠席申請してください。
- 参加を追加する場合は原則参加予定日の1週間前に提出が必要です。ただし、長期休業等で定員に達しているクラブで参加を追加する場合は、キャンセル待ちとなる場合があります。
- 勤務先が変更した場合は、就労証明書を添付してください。
- 参加要件に変更がある場合は、各証明書の提出が必要です。
- 転校等で参加クラブを変更する場合は、参加変更申出書(転校前のクラブの参加キャンセルは転校前クラブへ提出)と新クラブの参加申込書(転校後のクラブの参加は転校後クラブへ提出)を提出してください。

決定通知書	入 力 確 認	月 日	クラブ	／	備考	
			受付日			

年度 放課後児童クラブ参加申込内容変更申出書

年 月 日

豊田市長 様

受付印	保 護 者	住 所	豊田市
		氏 名	
		電 話	() —

下記のとおり申込内容に変更がありましたので届出します。

参加児童	氏 名	生年月日		学 年	
		西暦	年 月 日	年	
		西暦	年 月 日	年	
		西暦	年 月 日	年	
参加小学校名		小学校		コード	
変更内容 (該当番号に○をつけ必要事項を記入してください)	1. 住所	新住所 〒 — 豊田市 電話 () —			
	2. 保護者	新保護者氏名 児童との続柄 ※参加者負担金の引落とし口座を変更する場合は、「預金口座振替依頼書」を金融機関へ提出してください。			
	3. 勤務先	該当者氏名 (続柄) 新勤務先 勤務先電話番号 () — 勤務時間 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分 ※新しい勤務先の就労証明書を添付してください。			
	4. 緊急 連絡先	該当者氏名 児童との続柄 新連絡先 () —			
	5. 参加要件	① 祖父母との同居 ※祖父母が65歳未満の場合各証明書の添付が必要です 同居祖父氏名 (生年月日 . .) 同居祖母氏名 (生年月日 . .) ② その他 ※参加要件を証明する書類の添付が必要です ()			
	6. その他				

※ 注 意 参加月を変更する場合は、「放課後児童クラブ参加変更申出書」(表面)を記入してください。